「ごみの野外焼却（野焼き）」は原則禁止です!!

市役所には「近所でごみを燃やしていて煙や悪臭で困っている。」といった苦情が寄せられています。

ごみを燃やすと「洗濯物に臭いがつく」「煙が入るので窓を開けられない」などの近隣住民とのトラブルや、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる原因にもなると言われています。

このようなことから、ごみの野外焼却（野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、禁止されています。

今月は、野焼きについての禁止行為などについて、次のとおりまとめましたのでご覧いただき、十分注意してください。

野焼き（野外焼却）とは？

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ等）を燃やすことを「野焼き」と言い、禁止されています。

野焼きはなぜいけないの？

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシン類の発生原因になるとも言われています。

どういうことをしたらだめなの？

自宅から排出された家庭ごみ（紙類、段ボール、弁当ガラ、ポリ袋、発泡スチロール、板きれ等）などを、空き地や田畑などで野焼きをすること。

また、ドラム缶、ブロック囲い、簡易焼却炉を使用しても、野外での焼却とみなし禁止されています。

事業所、工場などに焼却炉を設置した場合でも、構造基準を満たさない焼却炉での焼却は、禁止されています。（左の写真を参考にしてください）

違反をしたらどうなるの？

野焼きは、廃棄物の不適切な処理の防止や周辺地域の生活環境に与える影響から禁止され、廃棄物処理法の規定により、一定の例外を除いて罰則の対象となり、5年以下の懲役もしくは、1，000万円（法人は3億円）以下の罰金または、その両方が科せられます。

どのような焼却炉施設なら焼却できるの？

法令で定められている次の「構造基準」と「焼却方法」を守る必要があります。守らなければ罰則を科せられることになります。

●ごみ焼却炉の構造基準（抜粋）

①ごみを燃焼室で800℃以上で燃やせることのできるもの

②外気と遮断された状態でごみを焼却室に投入できること

③燃焼室の温度を測定できる装置（温度計）があること

④高温で燃焼できるように燃焼ガスの温度を保つための助燃装置があること

⑤焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

●ごみ焼却炉の焼却の方法（抜粋）

①煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること

②煙突の先端から火炎又は汚染度25％を超える黒煙が排出されないように焼却すること

③煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

●焼却炉の規模よっては、関係法令により県知事の許可または、届出が必要となります。

※野外焼却については、一部例外規定があります。詳しくは「養父市ホームページ」に掲載してありますのでご確認ください。

以上のように、ごみの野外焼却（野焼き）については、法令等の違反となります。ごみを焼却する場合は、基準に合った焼却炉での焼却しか行えませんのでご注意ください。

お問い合わせ先
市役所環境課
（☎664－2033）

やぶからぼう体操推進キャラクターが誕生しました!!

名前は
やぶからぼうや
です！

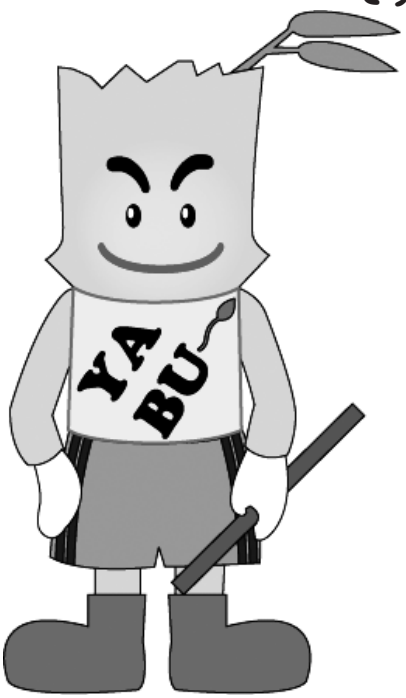

【やぶからぼうやのプロフィール】

- 誕生：竹やぶに住んでいて、竹のようにすくすく育った竹の男の子。「やっぷー」とは仲良し。やっぷーが大活躍しているので何か一緒に頑張りたいと思い、竹やぶから飛び出してきました。
- 性格：明るくてとにかく元気、まさに竹をわったようなな性格。
- 特技：やぶからぼうたいそう
- 趣味：健康づくり、日課として毎日「やぶからぼうたいそう」をしている。人が集まるところが大好きでみんなの人気者

「みんなで元気フェスタやぶ 2010」で、初お披露目となった「やぶからぼうや」